

カード会員規約の一部改定について

平素は、日専連「ベネフル」カードをご利用いただき、ありがとうございます。
このたび、下記のとおり会員規約を一部改定いたしますので、ご案内申し上げます。

記

1. 改定内容

- ・カードショッピング利用代金の支払方法の内、「ボーナス併用分割払い」、「ボーナス2回払い」の条件から取扱金額の制限を廃止いたします。
なお、一部ご利用先においては取扱金額に制限がある場合がございます。
- ・支払停止の抗弁の「瑕疵（欠陥）」表現を「種類または品質に関して契約の内容に適合しない場合」に改定いたします。

2. 適用開始日

2021年7月1日（木）

3. 新旧対照表

現行				改定後			
第23条（カードショッピング利用代金の支払区分）				第23条（カードショッピング利用代金の支払区分）			
1.（3）分割払い、ボーナス併用分割払い				1.（3）分割払い、ボーナス併用分割払い			
① 省略				① 省略			
② ボーナス併用分割払いのご利用は購入金額 30,000 円以上とします。 会員等がボーナス併用分割払いを指定した場合のボーナス支払加算月は、夏期6月、7月、8月と冬期12月、1月のいずれかの組み合わせとし、最初に到来したボーナス支払加算月より支払うものとします。 ボーナス支払加算月の支払金は分割払いの分割支払金とボーナス月加算額との合計とします。なお、ボーナス支払加算総額は当該ショッピング利用代金の50%（1円単位とし、端数が生じた場合は初回のボーナス支払月に算入します。）とします。この場合、ボーナス併用分割払いの実質年率は上記と異なる場合があります				② <u>ボーナス併用分割払い</u> 会員等がボーナス併用分割払いを指定した場合のボーナス支払加算月は、夏期6月、7月、8月と冬期12月、1月のいずれかの組み合わせとし、最初に到来したボーナス支払加算月より支払うものとします。 ボーナス支払加算月の支払金は分割払いの分割支払金とボーナス月加算額との合計とします。なお、ボーナス支払加算総額は当該ショッピング利用代金の50%（1円単位とし、端数が生じた場合は初回のボーナス支払月に算入します。）とします。この場合、ボーナス併用分割払いの実質年率は上記と異なる場合があります。 <u>また、取扱金額に一部制限がある場合があります。</u>			
(4) ボーナスイ括払い、ボーナス2回払い				(4) ボーナスイ括払い、ボーナス2回払い			
受付期間、支払月、取扱金額は下表のとおりとします。				受付期間、支払月、取扱金額は下表のとおりとします。			
① ボーナスイ括払い（手数料無料）				① ボーナスイ括払い（手数料無料）			
会員等が指定したボーナス支払月の約定支払日に支払うものとします。				会員等が指定したボーナス支払月の約定支払日に支払うものとします。			
		受付期間	支払月			受付期間	支払月
夏期		12月1日～6月末	6・7・8月のいずれか	夏期		12月1日～6月末	6・7・8月のいずれか
冬期		7月1日～11月末	12・1月のいずれか	冬期		7月1日～11月末	12・1月のいずれか
② ボーナス2回払い				② ボーナス2回払い			
ボーナス2回払いのご利用は購入金額 30,000 円以上とします。 会員等が指定したボーナス支払月の約定支払日に50%ずつお支払いいただきます。 ボーナス支払月の支払額は、当該ショッピング利用代金に手数料（4.85%。ご利用代金100円当り4.85円）が加算されます。				会員等が指定したボーナス支払月の約定支払日に50%ずつお支払いいただきます。 ボーナス支払月の支払額は、当該ショッピング利用代金に手数料（4.85%。ご利用代金100円当り4.85円）が加算されます。 <u>なお、取扱金額に一部制限がある場合があります。</u>			
		受付期間	支払月			受付期間	支払月
			第1回目				第1回目
			第2回目				第2回目
夏期	12月1日～6月末	6・7・8月のいずれか	12・1月のいずれか	夏期	12月1日～6月末	6・7・8月のいずれか	12・1月のいずれか
冬期	7月1日～11月末	12・1月のいずれか	6・7・8月のいずれか	冬期	7月1日～11月末	12・1月のいずれか	6・7・8月のいずれか
第28条（支払停止の抗弁）				第28条（支払停止の抗弁）			
1. 会員は、割賦販売法に基づく商品、指定権利、役務について分割払い(ボーナス併用分割払い含む)、リボルビング払い、2回払い、ボナスイ括払い、ボーナス2回払い、ジャンプ払いを指定して購入若しくは提供を受けた場合、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、支払いを停止することができるものとします。				1. 会員は、割賦販売法に基づく商品、指定権利、役務について分割払い(ボーナス併用分割払い含む)、リボルビング払い、2回払い、ボナスイ括払い、ボーナス2回払い、ジャンプ払いを指定して購入若しくは提供を受けた場合、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、支払いを停止することができるものとします。			
(1) 商品の引渡し、権利の移転または役務の提供がなされないこと。				(1) 商品の引渡し、権利の移転または役務の提供がなされないこと。			
(2) 商品・権利・役務に <u>瑕疵(欠陥)</u> があること。				(2) <u>商品等に破損、汚損、故障、その他の種類または品質に関して契約の内容に適合しない場合があること。</u>			
(3) その他商品・権利または役務の提供について、加盟店に対して生じている事由があること。				(3) その他商品・権利または役務の提供について、加盟店に対して生じている事由があること。			